

証明用

労働保険料等納入証明願兼証明書  
(経営事項審査用)

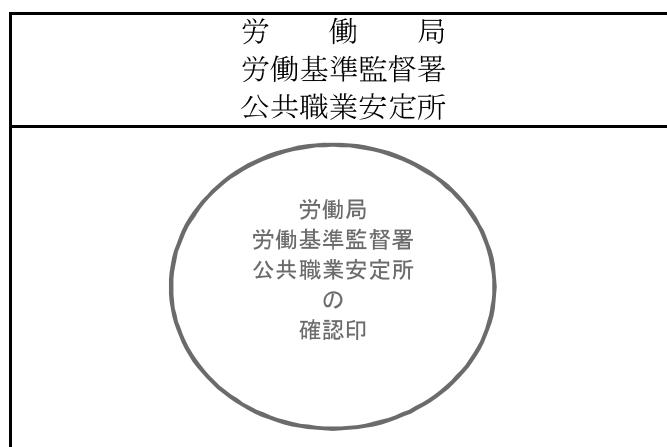
令和3年4月20日

労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号		枝番号	種類		口座振替の有無				
				1	2	3	4	5	6	-	0	0	0
4 4	3	0 2		1	2	3	4	5	6	-	0	0	0
4 4	1	0 1		6	5	4	3	2	1	-	0	0	0
4 4										-			

事業場所在地	大分市大手町3-1-1
事業場名称	株式会社 大分建設工業
代表者氏名	豊後 太郎
審査基準日（決算日）	令和2年12月31日

上記労働保険番号について、審査基準日（決算日）現在、法定納期を経過した労働保険料等の未納がないことを証明願います。

上記のとおり、未納がないことを証明します。



※証明を郵送で依頼される際は、切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。

届書コード		
6	8	0

届  
書

決 裁		年	月	日
所 長	副 所 長	課 長	担 当 者	

## 社会保険料納入証明申請書

### 1. 申請者

①事業所整理記号		②事業所番号 (告知番号)							
(船舶所有者整理記号)									
郡市区	記 号								
		ア	イ	ウ	0	1	2	3	4

### 2. 申請事由

経営事項審査申請に添付する書類として必要なため

### 3. 証明書の請求枚数

1 枚

※必ず審査基準日を含んだ期間とすること。

### 4. 証明事項等

③証明対象期間	④出力区分	⑤証明範囲区分	送 信
平成令和 2 年 9 月分から	一括用のみ 0 明細のみ 1 一括用及び明細 2	保険料のみ 0 延滞金含む 1	
平成令和 3 年 8 月分まで			

※④「出力区分」欄の「明細のみ」及び「一括用及び明細」を選んだ場合の明細の納入証明書には、延滞金の納入額は出力されません。

上記の期間について、納入証明書を発行願います。

令和 年 月 日

※「一括用のみ」、「保険料のみ」を選択すること。

事 業 所 所 在 地 〒870-8501  
(船舶所有者住所) 大分市大手町3丁目1番1号  
事 業 所 名 称 株式会社 大分建設工業

事 業 主 氏 名 代表取締役 豊後 太郎 印  
(船舶所有者氏名)  
電 話 番 号 097-536-1111

### 委 任 欄

私、上記申請者は社会保険料納入証明書の交付申請及び受領について、  
下記の者に委任します。

印

受 任 者 氏 名  
受 任 者 住 所  
委 任 者 と の 関 係

事業主以外の方が申請、受領する場合は委任欄に  
必要事項を記入すること。  
また、窓口に行く方の身分を確認できる証明書を  
持参すること。（詳細は年金事務所に確認すること。）

## 社会保険料納入証明書（例）

### 1. 申請者

事業所整理記号	OO-アイウ	事業所番号	01234
事業所所在地	〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号		
事業所名所	株式会社 大分建設工業		
事業主氏名	豊後 太郎		
適用年月日	平成25年1月1日		

### 2. 証明内容

項目	対象期間	未納の有無
健康保険料 厚生年金保険料 子ども・子育て拠出金	令和2年9月分 から 令和3年8月分 まで	無
管掌区分	全国健康保険協会管掌健康保険	

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和3年6月1日

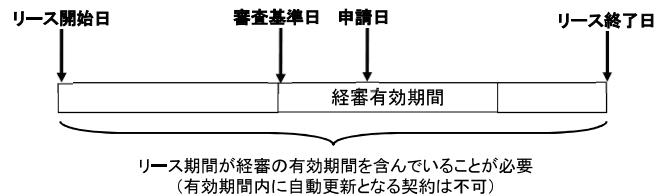
○ ○ ○ ○ ○ ○ 印

## 建設機械保有状況内訳書

許可番号 大臣 知事 第99999号  
商号又は名称 (株)大分建設工業

通番	建設機械の種類	メーカー名	製造番号・車体番号	所有又はリース	取得日又はリース期間	特定自主検査実施年月日
1	ショベル系掘削機	***	30S20001	所 リース	H16.4.4 ~	R2.11.30
2	トラクターショベル	◇◇◇	123R4567	所 リース	H29.9.1 ~ R4.8.31	R2.10.31
3	大型ダンプ車	□□□	大分さ0000	所 リース	H26.8.2 ~	R2.1.14
4				所	~	
5						
6						
7						
8						
9						
10				所 リース	~	
11				所 リース	~	

※リース契約の場合は、リース期間が審査結果の有効期間（基準日から1年7月）を含んでいる場合のみ評価対象となります。



### ※評価対象となる建設機械

- ①ショベル系掘削機 : ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの
- ②ブルドーザー : 自重が3トン以上のもの
- ③トラクターショベル : パケット容量が0.4立方メートル以上のもの
- ④モーターグレーダー : 自重が5トン以上のもの

★確認資料(①～④共通) ⇒ 評価対象建設機械に係る売買契約書又はディーラーからの販売証明書の写し、リース契約書の写し及び特定自主検査記録表(審査基準日から直前1年以内に特定自主検査を実施しているもの)の写しを添付すること。

⑤大型ダンプ車 : 車両重量8トン以上又は最大積載量5トン以上の自家用自動車で経営する事業の種類として建設業を届け出、表示番号の指定を受けているもの

→自動車検査証備考欄の記載例 「大分 建 1234」

車両重量8トン以上又は最大積載量5トン以上の事業用自動車で主として経営する事業の種類が建設業である旨の申請等をし、表示番号の指定を受けているもの

→自動車検査証備考欄の記載例 「大分 営 1234(建) + 運輸支局等㊭」、「大分 営 1234(建)」  
(手書き) (印字)

★確認資料 ⇒ 評価対象建設機械に係る売買契約書又はディーラーからの販売証明書の写し、リース契約書の写し及び自動車検査証(初年度登録年月日と当該自動車検査証の有効期間の満了日との間に審査基準日が含まれているもの)の写しを添付すること。

⑥移動式クレーン : つり上げ荷重3トン以上のもの

★確認資料 ⇒ 評価対象建設機械に係る売買契約書又はディーラーからの販売証明書の写し、リース契約書の写し及び移動式クレーン検査証(移動式クレーン検査証に記載されている有効期間内に審査基準日が含まれているもの)の写しを添付すること。

(記入例)  
様式第2号

(用紙A4)

### 経理処理の適正を確認した旨の書類

建設業者の商号又は名称、確認の対象となる決算期の期間及び期を記入。

私は、建設業法施行規則第18条の3第3項第2号の規定に基づく確認を行うため、株式会社 大分建設工業 の令和2年 1月 1日から令和2年12月31日までの第〇〇期事業年度における計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表について、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌され作成されたものであること及び別添の会計処理に関する確認項目の対象に係る内容について適正に処理されていることを確認しました。

商号又は名称 株式会社大分建設工業  
所属・役職 経理部長

氏名 高崎 花子 印

以上

以下の資格を持つ者（建設業に従事する常勤の職員に限る、監査役は対象外）が自ら署名し、押印すること。

- ① 公認会計士又は税理士であって、指定研修を受けた者
- ② 一級登録経理試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の日から起算して5年を経過しないもの
- ③ 一級登録経理講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの
- ④ 平成29年3月31日以前に1級登録経理試験に合格した者（令和5年3月31日までの間に限る）
- ⑤ 公認会計士又は税理士であって、資格を有した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して1年を経過しない者

## 建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目

項目	内容																						
全体	<p>前期と比較し概ね320%以上増減している科目についての内容を検証する。特に次の科目については、詳細に検証し不適切なものが含まれていないことを確認した。</p> <table> <tr> <td>受取手形、完工工事未収入金等の営業債権</td> <td>残高証明書又は預金通帳等により残高を確認している。</td> </tr> <tr> <td>未成工事支出金等の棚卸資産</td> <td>営業上の債権のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。</td> </tr> <tr> <td>貸付金等の金銭債権</td> <td>営業上の債権以外の債権でその履行時期が1年内に到来しないものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。</td> </tr> <tr> <td>借入金等の金銭債務</td> <td>受取手形割引額及び受取手形裏書譲渡額がある場合、これを注記している。</td> </tr> <tr> <td>完工工事原価、兼業事業売上原価</td> <td>法的に消滅した債権又は回収不能な債権がある場合、これらについて貸倒損失を計上し債権金額から控除している。</td> </tr> <tr> <td>支払利息等の金融費用</td> <td>取立不能のままがある金銭債権がある場合、その取立不能見込額を貸倒引当金として計上している。</td> </tr> <tr> <td>預衍生金</td> <td>貸倒損失や貸倒引当金繰入額等がある場合、その発生の態様に応じて損益計算上区分して表示している。</td> </tr> <tr> <td>金銭債権</td> <td>有価証券がある場合、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、その他有価証券に区分して評価している。</td> </tr> <tr> <td>貸倒損失</td> <td>先買目的有価証券がある場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は営業外損益としている。</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金</td> <td>市場価格のあるその他有価証券を多額に保有している場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は洗替方式に基づき、全部純資産直入法又は部分純資産直入法にごく短く処理している。</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>時価が取得価額より著しく下落し、かつ、回復の見込みがない市場価格のある有価証券(売買目的有価証券を除く。)を保有する場合、これを時価で評価し、評価差額は特別損失に計上している。</td> </tr> </table>	受取手形、完工工事未収入金等の営業債権	残高証明書又は預金通帳等により残高を確認している。	未成工事支出金等の棚卸資産	営業上の債権のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。	貸付金等の金銭債権	営業上の債権以外の債権でその履行時期が1年内に到来しないものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。	借入金等の金銭債務	受取手形割引額及び受取手形裏書譲渡額がある場合、これを注記している。	完工工事原価、兼業事業売上原価	法的に消滅した債権又は回収不能な債権がある場合、これらについて貸倒損失を計上し債権金額から控除している。	支払利息等の金融費用	取立不能のままがある金銭債権がある場合、その取立不能見込額を貸倒引当金として計上している。	預衍生金	貸倒損失や貸倒引当金繰入額等がある場合、その発生の態様に応じて損益計算上区分して表示している。	金銭債権	有価証券がある場合、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、その他有価証券に区分して評価している。	貸倒損失	先買目的有価証券がある場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は営業外損益としている。	貸倒引当金	市場価格のあるその他有価証券を多額に保有している場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は洗替方式に基づき、全部純資産直入法又は部分純資産直入法にごく短く処理している。	有価証券	時価が取得価額より著しく下落し、かつ、回復の見込みがない市場価格のある有価証券(売買目的有価証券を除く。)を保有する場合、これを時価で評価し、評価差額は特別損失に計上している。
受取手形、完工工事未収入金等の営業債権	残高証明書又は預金通帳等により残高を確認している。																						
未成工事支出金等の棚卸資産	営業上の債権のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。																						
貸付金等の金銭債権	営業上の債権以外の債権でその履行時期が1年内に到来しないものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。																						
借入金等の金銭債務	受取手形割引額及び受取手形裏書譲渡額がある場合、これを注記している。																						
完工工事原価、兼業事業売上原価	法的に消滅した債権又は回収不能な債権がある場合、これらについて貸倒損失を計上し債権金額から控除している。																						
支払利息等の金融費用	取立不能のままがある金銭債権がある場合、その取立不能見込額を貸倒引当金として計上している。																						
預衍生金	貸倒損失や貸倒引当金繰入額等がある場合、その発生の態様に応じて損益計算上区分して表示している。																						
金銭債権	有価証券がある場合、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、その他有価証券に区分して評価している。																						
貸倒損失	先買目的有価証券がある場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は営業外損益としている。																						
貸倒引当金	市場価格のあるその他有価証券を多額に保有している場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は洗替方式に基づき、全部純資産直入法又は部分純資産直入法にごく短く処理している。																						
有価証券	時価が取得価額より著しく下落し、かつ、回復の見込みがない市場価格のある有価証券(売買目的有価証券を除く。)を保有する場合、これを時価で評価し、評価差額は特別損失に計上している。																						

その発行会社の財政状態が著しく悪化した市場価格のない株式を保有する場合、これについて相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理している。	
棚卸資産	原価法を採用している棚卸資産で、時価が取得原価より著しく低く、かつ、将来回復の見込みがないものがある場合、これを時価で評価している。
未成工事支出金	発注者に生じた特別の事由により施工を中断している工事で代金回収が見込みもないものがある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。
経過勘定等	施工に着手したものとの契約上の重要な問題等が発生したため代金回収が見込みがない工事がある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。
固定資産	<p>前述費用と前受益と前受金、未払費用と未払金、未収受益と未取扱金は、それぞれ別り、適正に処理している。</p> <p>立替金、仮払金、仮受金等の項目のうち、金額の重要なものは当期の費用又は収益とすべきものがある場合、適正に処理している。</p> <p>減価償却は経常状況により任意に行うことなく、継続して規則的な償却を行っており。</p> <p>適用した耐用年数等が著しく不合理となった固定資産がある場合、耐用年数又は残存価額を修正し、これに基づいて過年度の減価償却累計額を修正し、修正額を特別損失に計上している。</p> <p>予測することができない減損が生じた固定資産がある場合、相当の減額をしていいる。</p> <p>使用状況に大幅な変更が生じた固定資産がある場合、相当の減額の可能性について検討している。</p> <p>研究開発に該当するソフトウェア制作費がある場合、研究開発費として費用処理している。</p> <p>研究開発に該当しない社内利用のソフトウェア制作費がある場合、無形固定資産に計上している。</p> <p>遊休中の固定資産及び投資目的で保有している固定資産で、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。</p> <p>時価のあるあるゴルフ会員権につき、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。</p> <p>投資目的で保有している固定資産がある場合、これを有形固定資産から控除し、投資その他の資産に計上している。</p>
繰延資産	資産として計上した繰延資産がある場合、当期の償却を行っている。
	税法固有の繰延資産がある場合、投資その他の資産の部に長期前払費用等として計上し、支出の効果の及ぶ期間で償却を行っている。

金銭債務	金銭債務は総羅的に計上し、債務額を付している。 営業上の債務のうち正常営業債権から外れたものがある場合、これを適正な科目で表示している。	繰延税金資産及び繰延税金負債を計上している場合は、その主な内訳等を注記している。 過去3年以上連續して次損金が計上されている場合、繰延税金資産を計上していない。
未完工事受入金	引渡前の工事に係る前受金を受領している場合、未成工事受入金として処理し、完工工事高を計上しない。ただし、工事進行基準による完工工事高の計上により減額処理されたものを除く。	純資産の部は株主資本と株主資本以外に区分し、株主資本は、資本金、資本剰余金、利益剰余金に区分し、また、株主資本以外の各項目は、評価・換算差額等及び新株予約権に区分している。
引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。 役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。 損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。	収益・費用の計上 (全般) 収益及び費用については、会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用を計上している。 原則として、収益について実現主義により、費用については発生主義により認識している。
退職給付債務	引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。 確定給付型退職給付制度（退職一時金制度、厚生年金基金、適格退職年金及び確定給付型企业年金）を採用している場合、完成工事補償引当金を計上している。 中小企業退職金共済制度及び確定拠出型年金制度を採用している場合、毎期の損金を費用処理している。	工事原価 適正な工事収益計上基準（工事完成功基準、工事進行基準、部分完成功基準等）に従つており、工事収益を恣意的に計上していない。 引渡の日として合理的であると認められる日（作業を終了した日、相手方の受入場所へ搬入した日、相手方が検収を完了した日、相手方において使用収益ができることとなった日等）を設定し、その時点において継続的に工事収益を計上している。 建設業に係る収益・費用と建設業以外の兼業事業の収益・費用を区分して計上している。ただし、兼業事業売上高が遜微な場合を除く。 工事原価の範囲が内容を明確に規定し、その時点において継続的に工事収益を適正に処理している。
法人税等	法人税、住民税及び事業税は、発生基準により損益計算書に計上している。 法人税等の未払額がある場合、これを流動負債に計上している。 期中ににおいて中間納付した法人税等がある場合、これを資産から控除し、損益計算書に表示している。	工事進行基準 工事進行基準における工事の範囲（工期、請負金額等）を注記している。 実行予算等に基づく、適正な見積り工事原価を算定している。 工事原価計算の手続きを経た発生工事原価を把握し、これに基づき合理的な工事進捗率を算定している。 工事原価に見合った債務「未成工事受入金」を減額し、これと計上した工事収益との減額がある場合、「完成工事受入金」を計上している。
消費税	決算日ににおける未払消費税等（未取消費税等）がある場合、未払金（未収入金）又は未払消費税等（未取消費税等）として表示している。	受取利息配当金 協同組合から支払いを受けける事業分量配当金がある場合、これを受取利息配当金として計上している。 支払利息 有利子負債が計上されている場合、支払利息を計上している。
税効果会計	繰延税金資産を計上している場合、厳格かつ慎重に回収可能性性を検討している。	共同施工方式のJVに係る資産・負債・収益・費用につき、自社の出資割合に応じた金額のみを計上し、JV全体の資産・負債・収益・費用等、他の割合による金額を計上していない。

金銭債務	金銭債務は総羅的に計上し、債務額を付している。 営業上の債務のうち正常営業債権から外れたものがある場合、これを適正な科目で表示している。
未完工事受入金	引渡前の工事に係る前受金を受領している場合、未成工事受入金として処理し、完工工事高を計上しない。ただし、工事進行基準による完工工事高の計上により減額処理されたものを除く。
引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。 役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。 損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。
退職給付引当金	引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。 確定給付型退職給付制度（退職一時金制度、厚生年金基金、適格退職年金及び確定給付型企业年金）を採用している場合、完成工事補償引当金を計上している。 中小企業退職金共済制度及び確定拠出型年金制度を採用している場合、毎期の損金を費用処理している。
その他引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがいる場合、これを引当金として計上している。 役員賞与を支給する場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。
法人税等	引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。 法人税、住民税及び事業税は、発生基準により損益計算書に計上している。 法人税等の未払額がある場合、これを流動負債に計上している。
消費税	決算日ににおける未払消費税等（未取消費税等）がある場合、未払金（未収入金）又は未払消費税等（未取消費税等）として表示している。
税効果会計	繰延税金資産を計上している場合、厳格かつ慎重に回収可能性性を検討している。

	分担施工方式のJVに係る収益につき、契終金額等の自社の施工割合に応じた金額を計上し、JV全体の施工金額等、他の金額を計上していない。 JVを代表して自社が実際に支払った金額と協定原価とが異なることに起因する利益は、当期の収益または未完工事支出金のマイナスとして処理している。
個別注記表	重要な会計方針に係る事項について注記している。 資産の評価基準及び評価方法 固定資産の減価償却の方法 引当金の計上基準 収益及び費用の計上基準 会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記している。 当期において会計方針の変更等があった場合、その内容及び影響額を注記している。

(用紙△4)  
200005

## 技術職員名簿

頁

項番  
81  
3  
数  
001  
5  
頁前年に申請した技術職員名簿から資格が  
変更された者は(変更)と記入すること。

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数	
1	○	高崎 花子	昭和63年10月3日	32	8 2	0 5 0 0 1 2						0	
2		高崎 太郎	昭和59年12月4日	36	8 2	0 1 2 1 4 2	2 9 2 1 D 2	(変更)				4	
3		豊後 次郎	昭和41年4月12日	54	8 2	0 1 0 0 2 2						0	
4		豊後 太郎	昭和40年9月10日	55	8 2	0 1 1 3 1 0 5 1 1 3 1	第00123456	6					
5			年 月 日	8 2									
6			年 月 日	8 2									
7	新規掲載者欄は、審査対象事業年内に新規に技術職員となった者(審査基準日から6ヶ月と1日前)以前から恒常的な雇用関係があり、当期事業年度開始日の直前1年以内に技術職員として雇用された者又は資格取得して新たに技術職員となった者)がいれば○を付すこと。												
8			年 月 日	8 2									
9			年 月 日	8 2									
10			年 月 日	8 2									
11			年										
12			年										
13			年										
14		技術職員名簿の確認項目											
15		1. 追加職員等の確認											
16		・前年度申請書と氏名、生年月日、業種コード及び有資格区分コードを比較、新たに職員の追加や資格の追加があれば、資格の証明書類の添付を確認する。											
17		・新たに追加された職員については、決算日時点まで6ヶ月以上の雇用関係があり、在籍しているかを確認する。(原則として社会保険関係書類にて確認するため、該当する場合は前年度の社会保険関係書類も持参すること。)											
18													
19		2. 講習受講の確認											
20		申請する業種について、次の①から③の要件を全て満たす場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入する。 ①法第15条第2号イに該当する者であること(1級国家資格者相当) ②監理技術者資格者証の交付を受け、有効期間内であること ③法第26条の4から6の規定による講習を、当期事業年度開始日の直前5年以内に受講していること											
21													
22													
23		3. 常勤性確認											
24		・その他の審査項目(社会性等)の項目、健康保険及び厚生年金保険加入の有無が加入有の場合は、常勤性確認として全員が保険に加入しているか確認する。健康保険について被扶養者となっている者は評価の対象としない。											
25													
26		・加入無し又は適用除外の場合は、賃金台帳、出勤簿等により常勤性を確認する。代表者、事業主、取締役についても技術職員名簿に記載がある場合は、常勤性を確認する。											
27		※解体工事に係る技術者の経過措置は令和3年3月31日までとなっているため、技術者の経過措置コード(例:2級土木施工:214→21D)の使用が可能です。											
28		4. CPD単位取得数											
29		・審査基準日から1年以内に取得したCPDの単位数を確認するため、受講証明書の写しを添付すること。(ただし、算入できるCPD単位数は一人当たり30単位を上限とする。)											
30													

## 記載要領

- 1 この名簿は、①④「審査基準日」に記入した日（以下「審査基準日」という。）において在籍する技術職員（第18条の3第2項第1号から第3号に該当する者。以下同じ。）に該当する者全員について作成すること。なお、一人の技術職員につき技術職員として申請できる建設業の種類の数は2までとする。
- 2 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば□□①②のように右詰めで記入すること。
- 3 ⑧①「頁数」の欄は、頁番号を記入すること。例えば技術職員名簿の枚数が3枚目であれば①①③、12枚目であれば①①②のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 4 「新規掲載者」の欄は、審査対象年内に新規に技術職員となった者につき、○印を記入すること。
- 5 「審査基準日現在の満年齢」の欄は、当該技術職員の審査基準日時点での満年齢を記入すること。
- 6 「業種コード」の欄は、経営規模等評価等対象建設業のうち、技術職員の数の算出において対象とする建設業の種類を次の表から2つ以内で選び該当するコードを記入すること。

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
01	土木事業	11	鋼構造物工事業	21	熱絶縁工事業
02	建築工事業	12	鉄筋工事業	22	電気通信工事業
03	大工工事業	13	舗装工事業	23	造園工事業
04	左官工事業	14	しゆんせつ工事業	24	さく井工事業
05	とび・土工工事業	15	板金工事業	25	建具工事業
06	石工事業	16	ガラス工事業	26	水道施設工事業
07	屋根工事業	17	塗装工事業	27	消防施設工事業
08	電気工事業	18	防水工事業	28	清掃施設工事業
09	管工事業	19	内装仕上工事業	29	解体工事業
10	タイル・れんが・ブロック工事業	20	機械器具設置工事業		

- 7 「有資格区分コード」の欄は、技術職員が保有する資格のうち、「業種コード」の欄で記入したコードに対応する建設業の種類に係るものについて別表(四)及び別表(五)の分類に従い、該当するコードを記入すること。
- 8 「講習受講」の欄は、法第15条第2号イに該当する者が、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている場合であつて、法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。
- 9 「監理技術者資格者証交付番号」の欄は、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている者についてその交付番号を記載すること。
- 10 「CPD単位取得数」の欄は、第7条の3第3号若しくは第18条の3第2項第1号に規定する者又は1級若しくは2級の第一次検定に合格した者が、審査基準日から1年以内に取得したCPD（建設工事の施工の管理に従事する者を対象としてその能力の向上を目的として行われる継続学習をいう。以下同じ。）の単位数（ただし、算入できるCPD単位数は一人当たり30単位を上限とする。）を記載すること。

## 技術職員について

### 2業種限定の考え方

平成20年4月の改正において、Zにおいて技術者の複数業種における重複カウントを1人2業種までに限定した。2業種限定の考え方は以下のとおり。

例：1級土木施工管理技士・1級建築施工管理技士・1級電気工事施工管理技士を所有している技術者の場合

		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	じゅ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
保 有 資 格	1級土木	(◎)				◎	◎				◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	1級建築		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	1級電気工事							◎																						

現行評価	(◎) ◎
	↓
改正後評価(例1)	◎ ◎

改正後評価(例2)	(◎) ◎
-----------	---

改正後は改正前の評価対象となっている業種の中から任意の2つを選ぶことができる。  
1つの資格の評価対象から2業種を選択（例1）してもかまわないし、2つの資格からそれぞれ1業種ずつ選択（例2）してもかまわない。ただし、同一業種について2つの資格を記載しても、2つの資格に係る評価を得ることはできない。

なお、重複評価が制限されるのは、経営事項審査に係る評価であり、建設業法に基づいて現場に設置しなければならない監理技術者等については、従来通り1人の技術者が複数の資格をもっていれば、複数の業種で監理技術者等になれるものである。

### 技術者評価について

	1級技術者		基幹技能者	レベル4の建設技能者	2級技術者	レベル3の建設技能者	その他
	監理技術者証保有かつ監理技術者講習受講	1級技術者であつて左以外の者					
改正前 (~H20.3)	5点				2点		1点
改正後 (H20.4~)	6点	5点	3点		2点		1点
改正後 (R2.4~)	6点	5点	3点		2点		1点

1級技術者が監理技術者資格者証を保有しており、監理技術者講習修了証を保有している場合に6点評価する。

なお、改正前の2級技術者及びその他技術者が監理技術者講習修了者証を保有していても1点加点評価は行わない。

令和2年4月1日以降の申請においては、審査基準日時点で建設キャリアアップカード(レベル3、レベル4)の交付を受けている技能者は、経営事項審査において技術職員として評価されます。

① 技術職員数値の算出にあたって(点数)

レベル3技能者 2点  
レベル4技能者 3点

② 有資格区分コード

レベル3技能者 703  
レベル4技能者 704

③ 確認資料

**能力評価(レベル判定)結果通知書**

(この結果通知書にはレベル及び職種が記載されているので、建設キャリアアップカードの写しは不要です)

**!** 結果通知書については能力評価実施機関にお問い合わせください。

能力評価(レベル判定)結果通知書

技能者氏名 殿

能力評価(レベル判定)の結果、貴殿を鉄筋技能者レベル3として認定します。

【申請者氏名】	建設 太郎
【技能者ID】	12345678901234
【生年月日】	○○年○月○日
【職種(呼称)】	鉄筋
【評価年月日】	2019年12月6日
【評価結果】	レベル3

2019年12月6日  
鉄筋技能者能力評価実施機関

\*能力評価(レベル判定)結果通知書のイメージ

## レベル3技能者及びレベル4技能者で評価できる業種



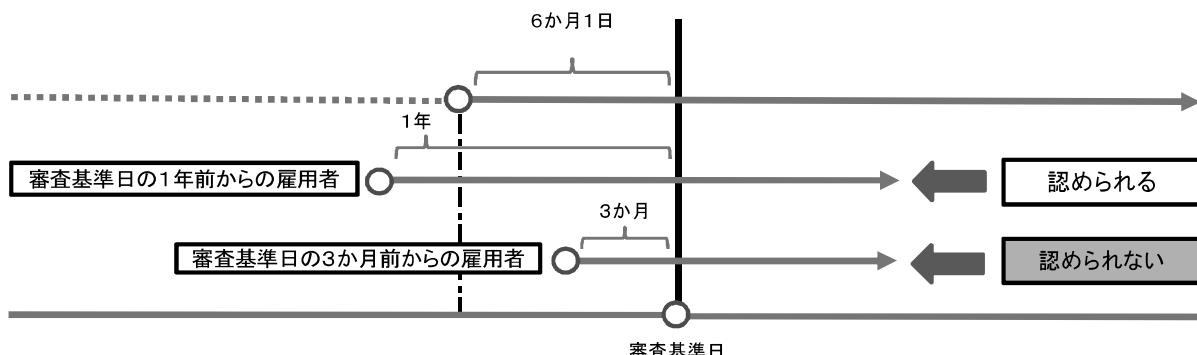
レベル判定された職種がどの業種として評価されるかは下の表でご確認ください。  
複数業種が記載されている職種については、どの業種を選択しても評価の対象となります。

認定能力評価基準	当該基準に対応する建設業の種類	認定能力評価基準	当該基準に対応する建設業の種類
電気工事技能者能力評価基準	電気、電気通信	サッシ・カーテンウォール技能者能力評価基準	建具
橋梁技能者能力評価基準	とび・土工、鋼構造物	エクステリア技能者能力評価基準	とび・土工、石、タイル・れんが・ブロック
造園技能者能力評価基準	造園	建築板金技能者能力評価基準	屋根、板金
コンクリート圧送技能者能力評価基準	とび・土工	外壁仕上技能者能力評価基準	左官、塗装、防水
防水施工技能者能力評価基準	防水	ダクト技能者能力評価基準	管
トンネル技能者能力評価基準	とび・土工、土木	保温保冷技能者能力評価基準	熱断線
建設塗装技能者能力評価基準	塗装	グラウト技能者能力評価基準	とび・土工
左官技能者能力評価基準	左官	冷凍空調技能者能力評価基準	管
機械土工技能者能力評価基準	とび・土工、土木	運動施設技能者能力評価基準	とび・土工、造園、舗装、土木
海上起重技能者能力評価基準	しゅんせつ、土木	基礎ぐい工事技能者能力評価基準	とび・土工
PC技能者能力評価基準	とび・土工、鉄筋、土木	タイル張り技能者能力評価基準	タイル・れんが・ブロック
鉄筋技能者能力評価基準	鉄筋	道路標識・路面標示技能者能力評価基準	とび・土工、塗装
圧接技能者能力評価基準	鉄筋	消防施設技能者能力評価基準	消防施設
型枠技能者能力評価基準	大工	建築大工技能者能力評価基準	大工
配管技能者能力評価基準	管	硝子工事技能者能力評価基準	ガラス
とび技能者能力評価基準	とび・土工	ALC技能者能力評価基準	タイル・れんが・ブロック
切断穿孔技能者能力評価基準	とび・土工	土工技能者能力評価基準	とび・土工、土木
内装仕上技能者能力評価基準	内装仕上		

# 技術者に必要な雇用期間の考え方

## 1. 評価対象について

審査基準日（決算日）から「6ヶ月と1日前」以前から恒常的な雇用関係のある技術者が評価対象となります。



## 2. 期間計算について

- (1) 審査基準日（決算日）の前日が起算日となります。
- (2) 起算日の6ヶ月前の月の応当日の翌日が6ヶ月前となります。ただし、応当日が存在しない場合には、翌月の初日が6ヶ月前となります。
- (3) 6ヶ月前の前日が「6ヶ月と1日前」となります。
- (4) 代表的な審査基準日での該当日は下記のとおりです。

記

審査基準日（決算日）	起算日	6ヶ月前	6ヶ月と1日前
令和 2年 10月 31日	令和 2年 10月 30日	令和 2年 5月 1日	令和 2年 4月 30日
令和 2年 11月 30日	令和 2年 11月 29日	令和 2年 5月 30日	令和 2年 5月 29日
令和 2年 12月 31日	令和 2年 12月 30日	令和 2年 7月 1日	令和 2年 6月 30日
令和 3年 1月 31日	令和 3年 1月 30日	令和 2年 7月 31日	令和 2年 7月 30日
令和 3年 2月 28日	令和 3年 2月 27日	令和 2年 8月 28日	令和 2年 8月 27日
令和 3年 3月 31日	令和 3年 3月 30日	令和 2年 10月 1日	令和 2年 9月 30日
令和 3年 4月 30日	令和 3年 4月 29日	令和 2年 10月 30日	令和 2年 10月 29日
令和 3年 5月 31日	令和 3年 5月 30日	令和 2年 12月 1日	令和 2年 11月 30日
令和 3年 6月 30日	令和 3年 6月 29日	令和 3年 12月 30日	令和 2年 12月 29日
令和 3年 7月 31日	令和 3年 7月 30日	令和 3年 1月 31日	令和 3年 1月 30日
令和 3年 8月 31日	令和 3年 8月 30日	令和 3年 3月 1日	令和 3年 2月 28日
令和 3年 9月 30日	令和 3年 9月 29日	令和 3年 3月 30日	令和 3年 3月 29日

**※申請を行う技術職員の中に継続雇用制度の適用を受けている65歳以下の者がいる場合に作成、添付する**

様式第3号

(用紙A4)

**継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿**

建設業法施行規則別記様式第25号の11・別紙2の技術職員名簿に記載した者のうち、下表に掲げる者については、審査基準日において継続雇用制度の適用を受けていることを証明します。

~~地方整備局長~~

令和 3年 5月 2日

~~北海道開発局長~~

大分県 知事 殿

住 所 大分県大分市大手町3丁目1番1号

商号又は名称 株式会社 大分建設工業

代表者氏名 代表取締役 豊後 太郎 印

通番	氏名	生年月日
4	高崎 花子	S 32. 10. 03

※別紙2技術職員名簿に記載した者のうち、審査基準日において高齢者雇用安定法に基づく継続雇用適用制度の適用を受けている者(65歳以下の者に限る)について、別紙2技術職員名簿に記載の通番、氏名及び生年月日を記入すること。

※継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則の写しを添付すること。


記載要領

- 1 「 地方整備局長  
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。  
知事」
- 2 規則別記様式第25号の11・別紙2の技術職員名簿に記載した者のうち、審査基準日において継続雇用制度の適用を受けている者（65歳以下の者に限る。）について記載すること。
- 3 通番、氏名及び生年月日は、規則別記様式第25号の11・別紙2の記載と統一すること。

## 実務経験証明書

下記の者は、とび・土工・コンクリート工事に関し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和3年5月2日

		証明者は証明しようとする期間、被証明者が在籍していた法人の代表者又は個人の事業主とする。			
証明者の立場からみた被証明者との関係を記入する。 例)役員、社員、従業員等		証明者 株式会社大分建設工業 代表取締役 豊後 太郎		印	
		被証明者との関係 社員			
		記			
技術者氏名	豊後 次郎	生年月日	昭和42年4月12日	使用された期間	平成 5年 1月から
使用者の商号又は名称	株式会社大分建設工業				令和 3年 5月まで
職名	実務経験の内容			実務経験年数	
現場主任	○○○フェンス設置工事他17件			9年 1月から 9年12月まで	
"	○○○バックネット設置工事他18件			10年 1月から 10年12月まで	
"	○○土留め工事他18件			11年 1月から 11年12月まで	
"	○○○盛土工事他20件			12年 1月から 12年12月まで	
"	○○○道路改良工事に伴う掘削工事他19件			13年 1月から 13年12月まで	
"	○○川改修工事に伴う積ブロック工事他21件			14年 1月から 14年12月まで	
"	○○邸宅地造成工事他22件			15年 1月から 15年12月まで	
"	○○災害復旧工事に伴う土工事他19件			16年 1月から 16年12月まで	
"	○○擁壁工事他23件			17年 1月から 17年12月まで	
"	○○道路改良工事に伴う発破工事他21件			18年 1月から 18年12月まで	
				年 月から 年 月まで	
	実務経験年数は工事期間の積み上げにより必要年数以上の経験年数を有していることが前提であり、1年に数件実績があればよいということではないので注意すること。			年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
使用者の証明を得ることができない場合はその理由	使用者と証明者が異なる理由を記入する。 (例)平成〇年〇月 会社解散のため。 平成〇年〇月 事業主死亡のため。			合計	満 10年 0月

## 記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

許可番号  
商号又は名称  
株式会社 大分建設工業

完成工事内訳書(その2)

(建設工事の種類)

土木一式 工事

番号	注文者	工事名	工事場所のある都道府県名 (市町村名)	配置技術者名	請負代金の額 うち( PC ) (千円)	着工年月	下請発注状況	施工体制台帳登録 (写) 提出	備考
1	国土交通省 ○○工事事務所	JV 元請 バス新設工事	大分県 ○○市	○○○○	[ 440,000 231,000 )	平成 31年 3月 令和 2年 3月	① ○○建設株 ② (有)○○組 全体	23,000 18,000 54,000	済 済
2	大分県 ○○土木事務所	県道○○号線 橋梁整備工事	大分県 ○○市	○○○○	[ 58,000 58,000 )	平成 31年 1月 令和 1年 6月	① (有)○○建設 ② ○○組 全体	9,000 1件 9,000	済 済
3	大分県 ○○市	○○第○○号 下水道工事	大分県 ○○市	○○○○	[ 29,000 ( )	令和 1年 9月 令和 1年 12月	① (株)○○建設 ② ○○組 全体	5,000 3,000 3件 10,000	済
課税事業者は消費税抜きの金額で記入、免税事業者は消費税込 みの金額(消費税相当額を含めた金額)で記入。									
下段の( )内はPC工事の金額を記入。※土木一式工事の場合									
4	○○○○	元請	○○デパート 駐車場新設工事 (土木一式)	大分県 ○○市	○○○○	[ 42,000 ( )	令和 1年 7月 令和 1年 11月	① ○○建設株 ② 全体	10,000
5	○○○○	元請	○○地区造成工事 (土木一式)	大分県 ○○市	○○○○	[ 30,000 ( )	令和 1年 8月 令和 1年 12月	① ② 全体	なし 件
下請工事の場合は元請からの工事名だけではなく、実際の工種についても記入。									
契約工期ではなく、実際に着工した年月と完成又は完成予定期日を記入。									
下請発注金額の総金額を記入。									
下段( )内はPC工事の金額を記入。 (土木一式工事の場合)									
下請発注金額 計 83,000									
公共工事計 ア 318,000 うち元請工事 ウ 72,000 ( ) ( )									
公共工事計 合 計 390,000 ( 58,000 ) ( 58,000 ) 390,000 ( 58,000 ) 390,000 ( ) ( )									

許可番号  
商号又は名称  
株式会社 大分建設工業

完成工事内訳書(その2)

No. 1

下請発注した金額の大きい方から  
2件まで記入し、外注費の総件数と  
総額を記入。

(建設工事の種類)  
とび・土工・コンクリート 工事

番号	注文者	工事名	工事場所のある都道府県名 (市町村名)	配置技術者名	請負代金の額 うち(法面処理) (千円:税抜)	着工年月	下請発注状況		施工体 制台帳 (写) 提出 登録	備考
							業者名	発注金額(千円)		
1	別府建設(株)	一次下請区分	災国河第〇〇号 災害復旧工事 (土工事)	大分県 ○○市	○○ ○○	[ 4,900 ( ) ]	令和 1年 9月 令和 1年 10月	① ○○建設株 ② ○○組 全体 3 件	1,100 1,000 2,300	
2	国東工業(有)	二次下請	県道〇〇線道路改良工事 (法面処理工事)	大分県 ○○市	○○ ○○	[ 4,800 ( 4,800 ) ]	令和 1年 11月 令和 1年 12月	① ○○建設株 ② ○○組 全体 1 件	1,100 1,000 2,300	
3	(株) 大分組	一次下請	○○店外構工事 (土工事)	大分県 ○○市	○○ ○○	[ 1,200 ( ) ]	令和 1年 10月 令和 1年 11月	① ○○建設株 ② ○○組 全体 1 件	1,100 1,000 2,300	
4	○○ ○○	元請	○○邸基礎工事	大分県 ○○市	○○ ○○	[ 1,500 ( ) ]	令和 1年 11月 令和 1年 12月	① ○○建設株 ② ○○組 全体 1 件	1,100 1,000 2,300	
5	○○ ○○	元請	○○住宅足場敷設工事	大分県 ○○市	○○ ○○	[ 700 ( ) ]	平成 31年 1月 平成 31年 1月	① ○○建設株 ② ○○組 全体 1 件	1,100 1,000 2,300	
<b>下請工事の場合、何次下請であるかを記入。</b>										
		元請	少額工事(○○)件		○○ ○○	[ 2,600 ( ) ]	令和 1年 12月 平成 31年 1月	① ○○建設株 ② ○○組 全体 1 件	300 240 150	
		下請	少額工事(○○)件		○○ ○○	[ 1,000 ( ) ]	平成 31年 1月 令和 1年 12月	① ○○建設株 ② ○○組 全体 4 件	600	
	民間計					[ 16,700 ( ) ]	平成 年 月 平成 年 月	① ○○建設株 ② ○○組 全体 1 件	3,200	
<b>土木・建築一式工事を除き、500万円未満の工事については配置技術者ごとに元請、下請別に合算して記入してよい。(一式工事は除く)</b>										
下段( )内は法面工事の金額を記入。(とび・土工工事の場合)										

公共工事計	ア	イ	うち元請工事 ウ	16,700	4,800	16,700	4,800	4,800	4,800	うち元請工事 ア+ウ

完成工事内訳書 (その2)

自令和 2年 1月 1日

至 令和 2年 12月 31日

(建設工事の種類)  
その他 工事

番号	注文者	元請下請区分	工事名	工事場所のある都道府県名 (市町村名)	配置技術者名	請負代金の額 (千円:税抜)	着工年月	下請発注状況		CORI NS	施工体験台帳(写) 提出	備考
								業者名	発注金額(千円)			
1	大分県 (大分土木事務所)	元請	県道〇〇線維持管理業務	大分県 ○○市	○○ ○○	[ 2,000 ( ) ]	平成 30年 1月	① ②	平成 30年 12月	① ②	維持	維持
2	○○市	元請	市道△△線路面補修業務	大分県 ○○市	○○ ○○	[ 400 ( ) ]	平成 30年 7月	① ②	平成 30年 12月	① ②	維持	維持
3	○○市	元請	市道□□線災害対応土砂 除去業務	大分県 ○○市	○○ ○○	[ 350 ( ) ]	平成 30年 8月	① ②	平成 30年 8月	① ②	維持	維持
4	○○市	元請	市道◇◇線災害対応支障 木撤去業務	大分県 ○○市	○○ ○○	[ 250 ( ) ]	平成 30年 8月	① ②	平成 30年 8月	① ②	維持	維持
				公共		[ 3,000 ( ) ]	平成 年 月	① ②	平成 年 月	① ②	維持	維持
											維持	維持

金額50万円未満の業務については、契約書類の準備は不要。ただし、経審のその他工事の実績額と入れ参加盟合申請の「維持管理業務実績高」との整合は確認する。

経審で個別計上している業務について  
は、入れ参加資格での証明書類の添付  
は省略が可能。

大分県発注の維持管理業務や災害対応業務も  
市町村発注の維持管理業務や災害対応業務に  
係る「総合実績高」の対象となる。  
土木一式工事の「総合実績高」  
として加算資格を希望する場合は、『その他  
工事に差し支えを個別に計上』  
※入札参画申込時に「維持管理業務実  
績」としては認めない。(令和2・3年度の経  
営事項審査(令和2・3年度の入札参加  
申請)は除く。)

入札参加資格申請時に維持管理業務実績高※を計上しようとする場合の記載例  
※大分県又は大分県内の市町村発注の土木施設の維持管理(補修)業務(災害時の対応業務を含む)

下請発注金額 計
----------

公共工事計	ア	イ	うち元請工事 ウ
( 3,000 )	( 0 )	( 0 )	( 3,000 )

民間工事 計	合 計	ア+イ	うち元請工事 ア+ウ
( 3,000 )	( 3,000 )	( 3,000 )	( 3,000 )

## とび・土工・コンクリート工事及び塗装工事分類表

許可番号 第 012345 号

商号又は名称 株式会社大分建設工業

2年平均(3年平均)  
※どちらかに○をすること。

(とび・土工・コンクリート工事)

区 分	工 事 内 容	完 成 工 事 高 (千円)		
		基準決算 前2 4(36)ヶ月間の決 算(基準決算を除 く)	(A)	平 均 (B)
と び 工 事	とび工事、足場等仮設工事、骨組み立て工事	700	233	
くい打ち工事	くい打ち工事、くい打ち工事、くい抜き工事、地滑り防止工事			
コンクリート工事	コンクリート打設工事、コンクリート配筋工事、コンクリート工事、コンクリートアーチブロック据付工事	9,011	1,500	6,507
法 面 工 事	地滑り防止工事、植生工事、のり棒工事、擁壁工事、アシカー工事	33,336	4,800	23,824
道 路 付 属 物 設 置 工 事	ガードレール工事、カーブミラー工事、交通標識設置工事			
その他の土工工事	土工工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事、捨石工事、外構工事、土留め工事、はづき工事、仮縫切工事、フェンス設置工事、ひき工事	22,760	9,700	18,407
合 计		65,107	16,700	48,971

(とび・土工・コンクリート工事)

区 分	工 事 内 容	完 成 工 事 高 (千円)		
		審査基準日以前24 ヶ月間の決算 (基準決算を除く)	(A)	基準決算 (A) (B) (C)
「工事種類別完成工事高(2002帳 事高について選択 した方を囲む」	一般塗装	1,530	2,035	1,698
	鋼構造物塗装			
路面表示工事				
合 計		2,358	3,521	2,746

### 工事種類別完成工事高の「法面処理」、「塗装工事」の合計と一致させること

1. 基準決算、審査基準日以前の決算(基準決算を除く。)の完成工事高、その平均完成工事高をそれぞれの区分に従い分類し、該当区分の完成工事高及び当該工事の平均完成工事高の合計額にに対する比率を記載すること。

2. 2年平均を選択した場合は、  $C = (A + B) \div 2$  となる。

### 工事種類別完成工事高の「とび・土工・コンクリート工事」の合計と一致させること

3. 3年平均を選択した場合は、  $C = (A \times 2 + B) \div 3$  となる。

$(65,107 \times 2 + 16,700) \div 3 = 48,971$ (千円未満を四捨五入)。  
内訳も四捨五入とするが、合計と合致するよう調整すること。

4. 基準決算及び審査基準日以前24(36)ヶ月間の決算それぞれの合計額は、工事種類別完成工事高のそれと必ず一致すること。

5. とび・土工・コンクリート工事の法面工事及び合計、塗装工事の合計その他の合計額は、必ず千円未満は四捨五入して記載すること。

## [建設業退職金共済事業加入・履行証明書]について

建設業退職金共済制度は、建設現場で働く方々のために、「中小企業退職金共済法」という法律により国が作った退職金制度です。事業主は、現場で働く方々の共済手帳に公共・民間工事を問わず、また元請、下請に関係なく働いた日数に応じて、掛金となる共済証紙を手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに、建退共から退職金を支払うといふいわば業界全体での退職金制度です。

### 履行証明提出にあたってのお願い

- (1)加入・履行証明願は、申請用1枚と大分県支部控え用(同一申請用紙)1枚の計2枚作成し、それぞれ押印のうえ、添付書類とともに大分県支部へ提出してください。
- (2)証明書の発行には時間をお時間を要します。余裕を持って提出してください。
- (3)履行が適正に行われていない・証明願に必要事項が記入されていない・添付書類が整っていない等の不備により、発行出来ない場合もありますので、常に共済契約の履行に務めてください。

#### ◆証明願提出時の添付書類（建設業退職金共済制度事務処理の手引き参照）

- ①「掛金収納書」のコピー
- ②「共済証紙受払簿」のコピー \* 様式は建退共 HP からダウンロードできます。
- ③「共済手帳受払簿」のコピー \* 様式は建退共 HP からダウンロードできます。
- ④決算変更届の書類・様式第三号「直前3年の各営業年度における工事施工金額」のコピー（経営事項審査申請書の工事完成高と一致すること）
- ⑤元請からの証紙の交付や下請への証紙交付があれば、その事実を証明する書類のコピー

#### ◆証明発行手数料 一部 200円

◆その他、必要に応じて、①～⑤以外の書類(出勤簿等)を提出していただく場合がありますので、常に書類の整備をしておいてください。提出頂いた書類は返却できません。

◆郵送の場合は、①～⑤に加え、次の⑥、⑦を同封してください。

- ⑥証明発行手数料 一部 200円(郵便小為替に限る)
- ⑦住所・会社名を記入し、切手を貼付した返信用封筒

〒 870-0046

大分市荷揚町4番28号

建退共 大分県支部

TEL 097-536-4800

FAX 097-534-5828

# 記 入 要 領

## 共 濟 証 紙 受 払 簿

(記入は、事務処理の手引きを参照)

共済契約者名 ○○建設株式会社			⑨ 決算日 令和2年12月31日	◎ この受払簿は、受入・払出の都度、掛金収納書などをみて日付を所定欄に記入し、決算毎に合計を出して整理して下さい。		
①共済契約成立年月日 (⑤H) 60年4月1日			決算期間 令和2年1月1日～令和2年12月31日	◎ 共済手帳に250日(掛金助成手帳は200日)分の証紙を貼り、手帳の更新をすませた時にはこの受払簿にも記帳して下さい。		
②共済契約者番号 94-01234						
受入・払出 年月日	受 入		払 出		残高 ((A)-(B))	払出欄の貼付の内訳 貼付員数
	購 入	元請から受給	計(A)	貼 付	下請へ交付	計(B)
02年1月1日	前期繰越		50	日分		50
02年1月25日	日分 100	元請名 日分 150	日分 90	下請名 日分 90	日分 60	人 5 02年1月分 02年1月8日 (1)冊
02年2月25日	日分 20	元請名 JVO建設 日分 300日分 470	日分 90	下請名 日分 180	日分 290	人 5 02年2月分 年月日 ( )冊
02年3月25日	日分 500日分 500	元請名 ○工務店 日分 970	日分 90	下請名 日分 270	日分 700	人 5 02年3月分 年月日 ( )冊
02年4月25日	日分 200	元請名 日分 1,170	日分 90	下請名 ○○組 日分 210日分 570	日分 600	人 5 02年4月分 年月日 ( )冊
02年5月25日	日分 1,170	元請名 日分 80	日分 650	日分 520	日分 4	02年5月分 02年5月25日 (2)冊
02年6月27日	日分 1,170	元請名 日分 60	日分 710	日分 460	日分 3	02年6月分 02年6月27日 (1)冊
02年7月28日	日分 1,170	元請名 日分 60	日分 770	日分 400	日分 3	02年7月分 年月日 ( )冊
02年8月25日	日分 1,170	元請名 日分 60	日分 830	日分 340	日分 3	02年8月分 年月日 ( )冊
02年9月26日	日分 1,170	元請名 日分 60	日分 890	日分 280	日分 3	02年9月分 年月日 ( )冊
02年10月25日	日分 1,170	元請名 日分 60	日分 950	日分 220	日分 3	02年10月分 年月日 ( )冊
02年11月25日	日分 1,170	元請名 日分 60	日分 1,010	日分 160	日分 3	02年11月分 年月日 ( )冊
02年12月26日	日分 10	元請名 日分 1,180	日分 60	日分 1,070	日分 110	人 3 02年12月分 年月日 ( )冊
決算期間の合計	330	800	210	65,100	次項へ (次年度へ) 転記	③決算日の被共済者数 3 建退共確認印 ④決算期間内の手帳更新数 4 冊
	⑤ 円分 102,300	⑥ 円 248,000				

## 建設業退職金共済事業加入・履行証明願

共済事業加入及び共催契約の履行状況を下記により証明願います。

令和 年 月 日

2枚とも押印  
(印)

共済契約者証を見て記入

勤労者退職金共済機構

建退共六分県支部 殿

申 請 者  
(共済契約者)

住 所  
名 称  
代 表 者  
電 話 番 号

①共済契約成立年月日 昭和 平成 60年4月1日

②共済契約者番号 —

③直前決算日における被共済者数 3人

④直前決算日における直近1か年間の手帳更新数 4冊

⑤直前決算日における直近1か年間の証紙購入額 102,300円

⑥直前決算日における直近1か年間の元請から現物で交付を受けた証紙の金額 248,000円

⑦直前決算日における直近1か年間の下請へ現物で交付をした証紙の金額 65,100円

⑧事務受託者番号 大手契約者のみ記入

⑨決算日及び決算期間 令和2年1月1日～令和2年12月31日

⑩工事施工高 (土木) (建築・その他)

公共工事 62,330千円 0千円

民間工事 12,000千円 0千円

合 計 74,330千円

⑪その他

決算変更届の様式第三号  
「直前3年の各営業年度における工事施工金額」の数字を  
転記

## 建設業退職金共済事業加入・履行証明書

上記のとおり相違ないことを証明します。

証 第 号

令和 年 月 日